

「生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について

県立新潟西高等学校

- 1 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事使用等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- 2 教育活動で全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- 3 教職員は、メール・SNS等を利用する場合、事前にメールアドレスを把握する生徒の範囲と使用目的を管理職に届け出ること。
- 4 教職員は、生徒からメール・SNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。

(附則) この校内ルールは、令和3年10月26日より実施する。